

令和6年第4回

八千代市議会定例会議案

(追加)

八千代市



## 目 次

議案第18号	八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第19号	八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	3 頁
議案第20号	令和6年度八千代市一般会計補正予算（第6号）	1 7 頁
議案第21号	令和6年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	1 7 頁
議案第22号	令和6年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	1 7 頁
議案第23号	令和6年度八千代市墓地事業特別会計補正予算（第2号）	1 7 頁
議案第24号	令和6年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	1 7 頁
議案第25号	令和6年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	1 7 頁
議案第26号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	1 9 頁



## 議案第18号

八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定する。

令和6年12月20日提出

八千代市長 服部友則

八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

第1条 八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例（昭和  
49年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の205」を「100分の215」に改める。

第2条 八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の215」を「100分の210」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条の規定は，令和7年  
4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用  
弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は，令和6年1  
2月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては，第1条の規定による改正  
前の八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の規定に  
より支給された期末手当は，改正後の条例の規定による期末手当の内払とみ  
なす。

提案理由

市長等及び議長等の期末手当の支給割合を改定するため、条例を改正いたしたい。

議案第19号

八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月20日提出

八千代市長 服部友則

八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(八千代市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八千代市一般職員の給与に関する条例(昭和32年八千代市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1（第4条第1項）

## 行政職給料表

（単位：円）

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	451,300	
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	451,600	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	451,900		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	452,200		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	452,600		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	452,900		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	453,200		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	453,500		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	453,900		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	454,200		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	454,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	454,800		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	455,200		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	455,500		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	455,800		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	456,100		

78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
94		299,400	347,400	386,600	398,500			
95		299,700	347,800	387,000	398,800			
96		300,100	348,200	387,400	399,000			
97		300,300	348,400	387,700	399,200			
98		300,600	348,800		399,500			
99		301,000	349,200		399,800			
100		301,400	349,500		400,000			
101		301,600	349,800		400,200			
102		301,900	350,200		400,500			
103		302,200	350,600		400,800			
104		302,500	351,000		401,000			
105		302,700	351,500		401,200			
106		303,000	351,900		401,500			
107		303,300	352,300		401,800			
108		303,600	352,700		402,000			
109		303,800	353,200		402,200			
110		304,200	353,600					
111		304,600	353,900					
112		304,900	354,200					
113		305,100	354,700					
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						

	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

第2条 八千代市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

(八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年八千代市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年八千代市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」

に改める。

第16条の2第2項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

第25条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第25条の2第2項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条第1項）

会計年度任用職員給料表

（単位：円）

号	1 級	2 級	3 級
1	183,500	230,000	261,300
2	184,600	231,500	262,300
3	185,800	233,000	263,300
4	186,900	234,500	264,300
5	188,000	236,000	265,300
6	189,700	237,500	266,300
7	191,300	239,000	267,300
8	192,900	240,500	268,300
9	194,500	242,000	269,300
10	196,200	243,400	270,300
11	197,800	244,800	271,300
12	199,400	246,200	272,300
13	201,000	247,400	273,300
14	202,700	248,600	274,300
15	204,400	249,800	275,300
16	206,100	251,000	276,400
17	207,400	252,100	277,400
18	209,000	253,200	278,700
19	210,600	254,300	280,000
20	212,100	255,400	281,200
21	213,600	256,400	282,500
22	215,200	257,400	283,800
23	216,800	258,400	285,000
24	218,400	259,400	286,200
25	220,000	260,400	287,300

26	221,700	261,300	288,500
27	223,000	262,200	289,800
28	224,300	263,100	291,100
29	225,600	263,900	292,400
30	226,700	264,700	293,400
31	227,800	265,500	294,400
32	228,900	266,300	295,500
33	230,000	267,000	296,600
34	231,100	267,800	297,800
35	232,200	268,600	298,900
36	233,300	269,300	300,100
37	234,400	270,000	301,300
38	235,400	270,800	302,600
39	236,400	271,600	303,900
40	237,300	272,300	305,200
41	238,200	273,000	306,500
42	239,100	273,800	307,800
43	239,900	274,600	309,100
44	240,700	275,300	310,400
45	241,400	276,000	311,700
46	242,000	276,700	313,000
47	242,600	277,400	314,300
48	243,200	278,100	315,400
49	243,800	278,800	
50	244,400	279,500	
51	245,000	280,200	
52	245,500	280,900	
53	246,000	281,500	
54	246,400	282,200	

55	246,700	282,800	
56	247,000	283,500	
57	247,300	284,100	
58	247,600	284,800	
59	247,900	285,400	
60	248,200	286,100	
61	248,500	286,700	
62	248,800	287,400	
63	249,100	288,000	
64	249,400	288,500	
65	249,700	289,000	
66	250,000	289,600	
67	250,300	290,100	
68	250,600	290,700	
69	250,900	291,200	
70	251,200	291,700	
71	251,500	292,300	
72	251,800	292,900	
73	252,100	293,400	
74	252,400	293,900	
75	252,700	294,300	
76	253,000	294,600	
77	253,300	294,800	
78	253,600	295,100	
79	253,900	295,300	
80	254,200	295,600	
81	254,500	295,800	
82	254,800	296,000	
83	255,100	296,300	

84	255,400	296,500	
85	255,700	296,800	
86	256,000	297,100	
87	256,300	297,400	
88	256,600	297,700	
89	256,900	298,000	
90	257,200	298,300	
91	257,500	298,600	
92	257,800	299,000	
93	258,100	299,200	
94		299,400	
95		299,700	
96		300,100	
97		300,300	
98		300,600	

第6条 八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第16条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

第25条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第25条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条中別表第1の改正規定は令和7年1月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（八千代市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第5条の規定（八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の会計年度任用職員条例の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定（給与条例別表第1の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第5条の規定（会計年度任用職員条例別表第1の改正規定を除く。）による改正後の会計年度任用職員条例の規定は同年12月1日から適用する。
- 3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（この条例の施行の日前の在職期間が任命権者が定める

期間に満たない者その他の任命権者が定める者に限る。)については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年4月1日前の異動者の号給の調整)

- 4 令和6年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が別に定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例又は第5条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第5条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例又は第5条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 提案理由

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職員の給与の額を改定する等のため、条例を改正いたしたい。



議案第 2 0 号 令和 6 年度八千代市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 2 1 号 令和 6 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 2 2 号 令和 6 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 2 3 号 令和 6 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 2 4 号 令和 6 年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 2 5 号 令和 6 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）



## 議案第 26 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び千葉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月20日提出

八千代市長 服部友則

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第3条第1項第4号に掲げる事務の項中「鋸南町 布施学校組合」を「鋸南町」に、第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

## 提案理由

令和7年3月31日をもって布施学校組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合の規約の変更に関する協議をするに当たり、議会の議決を求めたい。